

物流事業者との取引に関する調査票

本調査は、**令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間**（以下、この1年間の期間を「調査対象期間」といいます。）に貴社が行った物流事業者との取引について、回答してください。

調査対象となる取引か否かについては、次の「Ⅰ 取引の内容」及び「Ⅱ 取引当事者の資本金の区分」により確認してください。

調査対象となる取引がない場合は、設問1のみ回答してください。

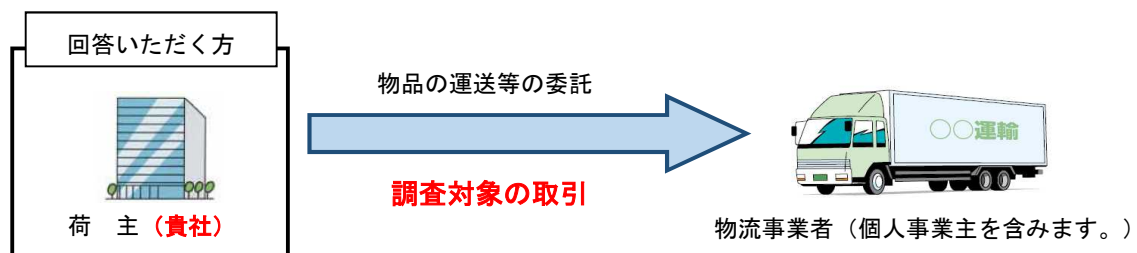
Ⅰ 取引の内容

調査対象の「取引の内容」は、貴社が物流事業者**に継続的^{（注1）}に委託している物品^{（注2）}の運送又は保管^{（以下「運送等」といいます。）}**です。

ただし、事業者・一般消費者の別にかかわらず広く適用される取引条件の下で行う運送等は除きます（例：一般消費者向けの宅配便を利用した荷物の運送）。

（注1） 「継続的」とは、毎月のように連続的に委託していることまでは必要ではなく、例えば、半年ごとに委託しているような場合も含まれます。ただし、運送等が臨時で行われるような単発（スポット）取引は調査の対象から除かれます。

（注2） 「物品」とは、内容に限定はなく、例えば、ガソリン等の液体や酸素・窒素等のガス状のもの等も含まれます。



なお、次の条件を2つとも満たしている場合は、調査票等一式を貴社の物流子会社^{（注3）}（複数ある場合は、調査対象期間内の委託額が最大の1社）に回送し、当該物流子会社が荷主の立場として回答してください。

条件① 貴社が運送等を貴社の物流子会社に委託している。

条件② 当該物流子会社が、更に別の物流事業者にも再委託している。

（注3） **子会社とは、貴社が総株主の議決権の過半数を有する会社**をいいます。単に同一の企業グループに属しているのみでは当たりません。



Ⅱ 取引当事者の資本金の区分

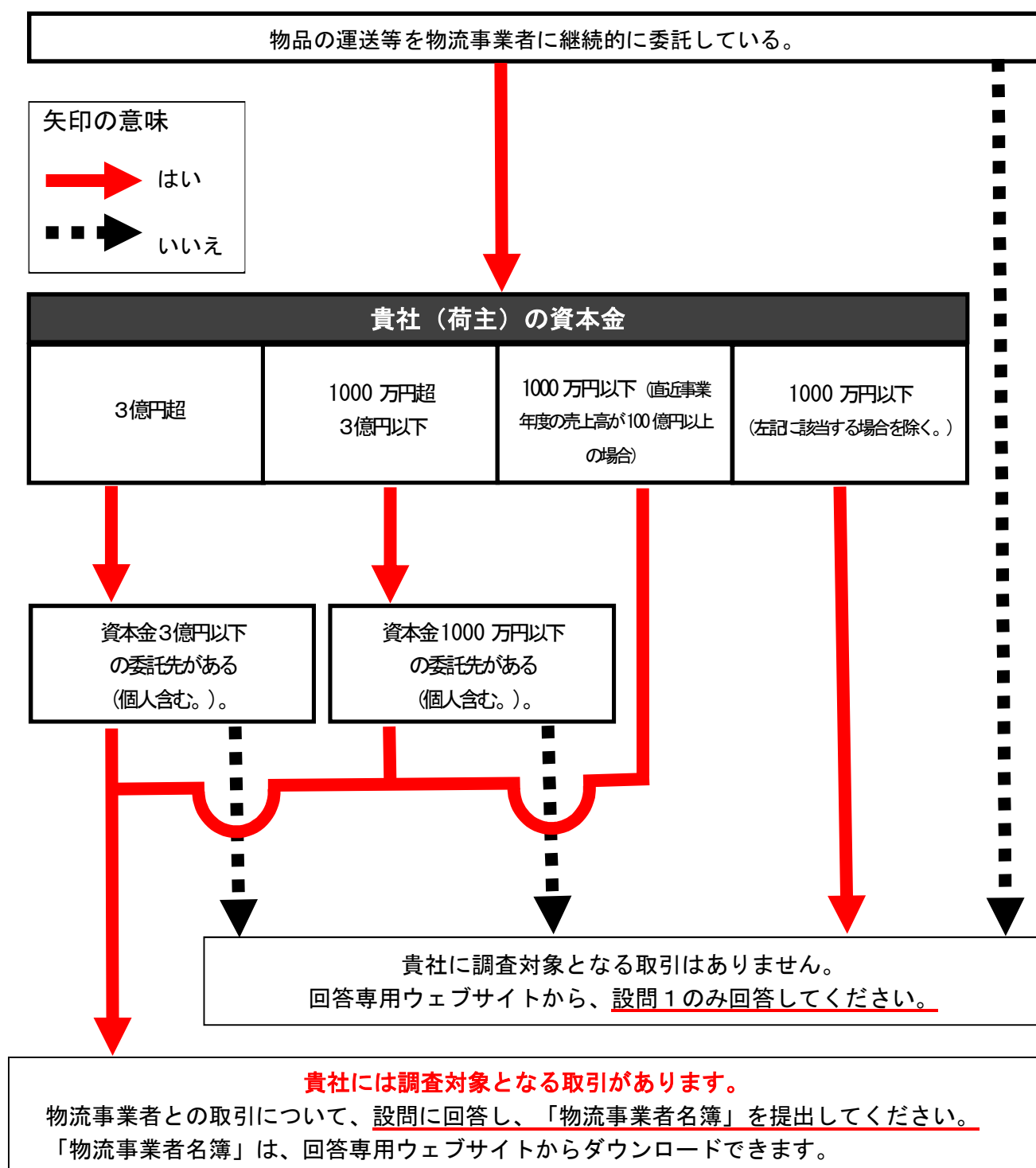
貴社の取引が、「Ⅰ 取引の内容」において、物流事業者に対する継続的な物品の運送等の委託に該当する場合は、下図により、調査対象となる取引か否かを確認してください。

貴社が、親会社から調査票を回送された物流子会社に当たる場合は、「貴社（荷主）の資本金」の額は荷主である親会社の資本金で判定してください。

※ 資本金の「超」はその金額を含まず、「以下」はその金額を含みます。

【例】「資本金が3億円超」⇒ 資本金額3億円ちょうどを含まない。

「資本金が3億円以下」⇒ 資本金額3億円ちょうどを含む。



＜重要なお知らせ＞

令和8年1月1日から施行される中小受託取引適正化法（取適法）では、荷主から物流事業者に対する運送の委託の多くについても対象取引（特定運送委託）とされます。

取適法の概要については、**別添**資料を御参照ください。

Ⅲ 回答要領

- 回答は、同封の案内を御覧の上、回答専用ウェブサイトで入力してください。
 - 調査対象取引がある場合は、設問への回答前にあらかじめ回答専用ウェブサイトから様式をダウンロードして「物流事業者名簿」を作成してください。
様式と同じ項目が含まれていれば、物流事業者名簿は自作や既存のものでも構いません。
作成した名簿は、エクセル形式又はPDF形式にて、設問への回答後、画面の案内に従って送信してください。
 - 物流事業者名簿に記載していただく事業者は以下のとおりです。
なお、貴社が親会社から調査票を回送された物流子会社である場合は、「貴社の資本金」を「荷主である貴社の親会社の資本金」に読み替えてください。
 - ① 貴社の資本金が3億円超の場合には、資本金3億円以下（個人事業主を含む。）の物流事業者（ただし、資本金3億円超の親会社が存在する物流事業者は記載不要。）
 - ② 貴社の資本金が1000万円超3億円以下の場合には、資本金1000万円以下（個人事業主を含む。）の物流事業者（ただし、資本金1000万円超の親会社が存在する物流事業者は記載不要。）
 - ③ 貴社の資本金が1000万円以下であって、直近事業年度の売上高が100億円以上の場合には、全ての物流事業者
- [物流事業者名簿への記載が不要な事業者の例]

×（貴社の資本金の額が3億円超の場合において）
資本金が1億円であるが、500億円の資本金を有する親会社（持株会社など）が存在するような物流事業者。

×（貴社の資本金の額が1000万円超の場合において）
資本金が800万円であるが、1億円の資本金を有する製造業者の物流子会社であるような物流事業者。
- 調査対象取引がない場合や、廃業、解散等による事業活動の終了や他社への吸収合併により貴社が現在事業活動を行っていないような場合も、設問1のみ回答してください。

回答要領は次ページに続きます ⇒

- 次ページ以降の設問には、前の設問への回答内容に応じて、実際には表示されないものもあります。画面に表示された設問にのみ回答してください。
- 回答を中断しても、中断した箇所から再開できます。
- 一度送信した回答を修正する場合は、改めてログインして必要箇所を修正し、「次のページ」のボタンを押して更新してください（次のページへ進むことで回答が保存されます。）。
- ☆印がある設問は必須回答です。

回答締切り： 令和7年11月7日（金）

御協力をお願いします。

設問 1 貴社の概要等について

回答時点での以下の事項をお尋ねします。なお、回答内容に応じて実際の質問順は変わります。

ア 貴社の概要（貴社名、郵便番号、本店所在地）★

※貴社が親会社から調査票を回送された物流子会社である場合は、物流子会社たる貴社の商号を回答し、該当欄にチェックをしてください。

イ 親会社の概要★（※前記アで物流子会社である旨回答した方のみ）

※貴社に調査票を回送した親会社の「商号」、「本店所在地」、「資本金又は出資の総額」を回答してください。

ウ 回答作成の御担当者名、所属、役職、連絡先（電話番号・電子メール）★

エ 事業活動の終了等の有無★

- ① 事業活動を行っている
- ② 廃業、解散といった事業活動の終了や、他社への吸収合併がある（⇒設問 1 6 へ移動します）

オ 継続的取引の有無★

継続的に、物品の運送又は保管の業務を委託していますか（「継続的」については 1 ページ参照）。

- ① はい
- ② いいえ（⇒設問 1 6 へ移動します）

カ 資本金又は出資の総額★

貴社の資本金又は出資の総額を、次の区分から選択してください。

- ① 3 億円超
- ② 1 0 0 0 万円超 3 億円以下
- ③ 1 0 0 0 万円以下（⇒クへ移動します）

キ 調査対象取引の有無★

前記カの回答に応じて、以下のいずれかをお尋ねします。

前記カが①の場合、資本金 3 億円以下の物流事業者の有無

前記カが②の場合、資本金 1 0 0 0 万円以下の物流事業者の有無

- ① ある
- ② ない（⇒設問 1 6 へ移動します）

ク 年間売上高★

貴社の直近期の年間売上高を、次の区分から選択してください（税抜き・単体）。

- ① 1 0 0 0 億円以上
- ② 1 0 0 億円以上 1 0 0 0 億円未満
- ③ 1 0 億円以上 1 0 0 億円未満
- ④ 1 億円以上 1 0 億円未満
- ⑤ 1 億円未満

ケ 従業員数★

貴社の従業員数を、次の区分から選択してください。

回答時点の人数が不明な場合は、直近の特定の時点の人数で回答しても結構です。

- ① 3 0 0 人超
- ② 3 0 0 人以下（3 0 0 人ちょうどの場合はこちら）

コ 物流取引に際しての輸入通関業務附帯の有無

物品の運送等に併せて、**輸入**通関業務（輸出通関業務は含みません。）も委託している場合は「②ある」を選択してください。

- ① ない
- ② ある

※ 特記が無い限り、令和6年10月1日～令和7年9月30日の取引について回答してください。

設問2 運賃・料金又は保管料の額の決定について

ア 運賃・料金又は保管料の額の決定（改定を含みます。以下同じです。）に際して、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことがありますか。

- ① 明示的に協議することなく、据え置いたことはない
- ② 明示的に協議することなく、据え置いたことがある
- ③ 明示的に協議を実施した（※協議の結果については問いません）

イ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したことを理由に、物流事業者から運賃・料金又は保管料の額の引上げを求められた場合に、従来どおりの取引価格に据え置いたことがありますか。

- ① 据え置いたことはない（又はそのような事例はない。）
- ② 据え置いたことがある（据え置く理由を記録に残る方法（文書、電子メール等）で回答した）
- ③ 据え置いたことがある（据え置く理由を記録に残る方法（文書、電子メール等）で回答していない）

ウ 前記ア及びイのようなコスト上昇以外の状況に起因して、どのような方法で運賃・料金又は保管料の額を決定しましたか。〔複数回答可〕

- ① 物流事業者と十分に協議を行い決定した（又は物流事業者からの要求金額どおりに決定した）
- ② 物流事業者の運送等の内容に対して通常支払われるであろう取引価格を調査し、その取引価格から大幅に離れることのない取引価格に決定した
- ③ 貴社の予算を基準にして一方的に決定した
- ④ 一部の物流事業者と協議して決めた運賃・料金又は保管料の額を、その他の物流事業者の運賃・料金又は保管料として一方的に決定した
- ⑤ 運賃・料金又は保管料の改定に当たって、従来の取引価格を一律に一定率引き下げた
- ⑥ その他（※方法を具体的に記入してください）
- ⑦ 調査対象期間内に決定したことはない

エ 物流事業者から運賃・料金又は保管料の額の引上げを求められたことがある場合、その根拠として物流事業者が貴社に示した理由は何でしたか。〔複数回答可〕

- ① 労務費の上昇
- ② エネルギーコスト（電気・ガス・燃料価格等）の上昇
- ③ 車両、タイヤ等の設備に要する費用の上昇
- ④ その他（※理由を具体的に記入してください）
- ⑤ 調査対象期間内に引上げを求められなかった

オ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費転嫁指針」といいます。）についてお尋ねします。労務費転嫁指針を御存じでしたか。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日
内閣官房・公正取引委員会）
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



- ① 知っていた
- ② 知らなかった（この調査票で初めて知った）（⇒設問3へ移動します）

カ 物流事業者との運賃・料金又は保管料の協議に際して、労務費転嫁指針を参照したことがありましたか。

- ① あった
- ② 一度もなかった

設問3 運賃・料金又は保管料の支払について

ア 本問は、**令和6年11月以降**の取引についてお尋ねします。

貴社の運賃・料金又は保管料の支払はどのような方法ですか。〔複数回答可〕

- ① 現金払（※金融機関振込みを含みます。）
 - ② 手形払
 - ③ 電子記録債権
 - ④ その他（一括決済方式等）
- ⇒下記イに回答してください。

※①～④のいずれを選択しても下記ウには回答してください。

イ 前記アで「②手形払」～「④その他（一括決済方式等）」のいずれかを選択した場合、その手形期間又は決済期間は最長のもので何日でしたか。

- ① 60日（2か月）以内
- ② 60日（2か月）超

<重要なお知らせ>

- ◆ 令和8年1月1日から施行される中小受託取引適正化法（取適法）では、荷主から物流事業者に対する運送の委託の多くについても対象取引（特定運送委託）とされます。
- ◆ 取適法の対象取引においては、手形払が禁止され、また、電子記録債権や一括決済方式（ファクタリング等）などの支払手段についても、支払期日までに代金相当額の金銭を得ることが困難なものは併せて禁止されますので留意してください。
取適法の概要については、**別添資料**を御参照ください。

ウ 物流事業者には責任がないのに、あらかじめ定めた支払日より後に運賃・料金又は保管料を支払ったことがありますか。ある場合、その理由を選択してください。〔複数回答可〕

- ① 支払日より後に支払ったことはない
- ② 支払日が金融機関の休業日であったため（※ただし、支払日が金融機関の休業日に当たる際に、翌営業日等に支払う旨の合意が物流事業者となされている場合は「①」を選択してください）
- ③ 貴社の事務処理が遅れたため
- ④ 物流事業者から請求書の提出が遅れたため
- ⑤ その他（※理由を具体的に記入してください）

※ 令和6年10月1日～令和7年9月30日の取引について回答してください。

設問4 運賃・料金又は保管料の減額について

ア 物流事業者に責任がないのに、既に提供された運送等の代金を一定率（又は一定額）減額して支払ったことがありますか（「協力金」、「協賛金」、「値引き」、「歩引き」、「手数料」等、減額の名目は問いません。）。

- ① ある
- ② ない

イ 物流事業者と合意せずに金融機関の振込手数料の額を運賃・料金又は保管料から差し引いて支払ったことがありますか。

- ① ある
- ② ない

ウ 改定によって運賃・料金又は保管料の額を引き下げたことがある場合、改定日より前に発注したものについても、改定後の運賃・料金又は保管料の額で支払ったことがありますか。

- ① ある
- ② ない（又は改定によって運賃・料金又は保管料の額を引き下げたことはない）

設問5 物品の購入要請・サービスの利用要請について

ア 物流事業者に対して、業務の遂行上合理的な必要性（例えば、物流事業者が適切に業務を行うために必要な性能を有する保冷容器の購入を求める等）が無いにもかかわらず、物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらったことがありますか。ある場合、その具体的な要請方法を選択してください。

【複数回答可】

- ① 業務の遂行上合理的な必要性が無い物品の購入又はサービスの利用を要請したことはない
- ② 購入又は利用しなければ取引を打ち切る、取引数量を削減するなど、今後の取引に影響すると受け取られるような方法による要請
- ③ 発注担当者など今後の取引関係に影響を及ぼし得る者からの要請
- ④ 物流事業者に割り当てた目標額・目標数量を示した上での要請
- ⑤ 物流事業者から購入又は利用の意思が無いと伝えられたにもかかわらず、重ねて行った要請
- ⑥ その他（※要請方法を具体的に記入してください）

イ 前記アで②～⑥のいずれかを選択した場合、購入又は利用の要請に応じてもらったのはどのようなものでしたか。【複数回答可】

- ① 飲食料品
- ② タイヤ、燃料等の運送等に関連した商品
- ③ イベント等のチケット
- ④ 保険、リース等のサービス
- ⑤ その他（※購入又は利用の要請に応じてもらったものを具体的に記入してください）

設問6 運送等に係る附帯業務の無償での提供要請等について

ア 物流事業者に対して、委託内容に含まれていない附帯業務（貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、荷積み、荷卸し、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り等）を無償で行うよう要請し、応じてもらったことがありますか。

- ① ある
- ② ない

イ 貴社がプロモーション活動（イベント等）を行った際、物流事業者に対し、既に提供された運送等の代金を減額する方法ではなく、別途、金銭の提供を要請し、応じてもらったことがありますか（「協賛金」、「協力金」等、提供の名目は問いません。）。

- ① ある
- ② ない

ウ 貴社が物流事業者に対し、物品の運送等の継続的な取引に附帯して輸入通関業務も委託している場合、事前にその条件を明確にせず、又は物流事業者にとって負担を上回る（又は負担に見合う）直接の利益（※）が得られるようにすることなく、同業務において発生する関税・消費税の支払を一時的に立て替えるよう物流事業者に要請し、応じてもらったことがありますか。

※「直接の利益」とは、物流事業者が金銭等の経済上の利益を提供することにより、物流事業者の取引数量、取引高の増加につながる場合など実際に生じる利益のことをいい、貴社との将来の取引が有利になるというような間接的な利益は含みません。

- ① ある
- ② ない（又は物品の運送等の継続的な取引に附帯して輸入通関業務を委託していない）

エ 運送中の事故等によって貨物に毀損が生じた場合、物流事業者に対して、毀損の無い（無傷の）貨物についてまで事故に伴う費用を負担してもらったことがありますか。

- ① 毀損が生じた貨物のみ費用を負担してもらったことがある
- ② 毀損の無い貨物を含めて費用を負担してもらったことがある
- ③ ない（又は運送中に毀損が生じたことがない）

オ 物流事業者に対して、前記ア～エ以外に経済上の利益の提供を要請し、応じてもらったことがありますか。

- ① ある（※提供を受けたものを具体的に記入してください）
- ② ない

設問7 委託内容（積載数量、発着地、集貨日等）の変更・取消しについて

貴社が委託内容を変更し又は取り消し、それに伴い物流事業者に追加費用が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかったことがありますか。該当するものを選択してください。

- ① 負担しなかったことがある
- ② 変更や取消しの際はそれに伴う費用を全額支払っている
- ③ 物流事業者に対し、追加費用が生じたか否か確認していない
- ④ 委託内容の変更や取消しを行ったことがない

※ 令和6年10月1日～令和7年9月30日の取引について回答してください。

設問8 荷待ちについて

ア 貴社と物流事業者との間で出発時間・到着時間を取り決めていたにもかかわらず、貴社の都合で出発時間・到着時間に変更され、物流事業者に運転手の人件費、待機時間料等の追加費用が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかったことがありますか。該当するものを選択してください。

- ① 貴社が負担しなかったことがある
- ② 荷待ちが発生した際はそれに見合う費用を支払っている
- ③ 物流事業者に対し、荷待ちに伴う費用が生じたか否か確認していない
- ④ 荷待ちを行わせたことがない (⇒設問9へ移動します)

イ 前記アで①～③を選択した場合、荷待ち時間は一般にどの程度でしたか。最も頻度が多かったと考えられるものを、次の区分から選択してください。

- ① 30分未満
- ② 30分以上1時間未満
- ③ 1時間以上2時間未満
- ④ 2時間以上3時間未満
- ⑤ 3時間以上

ウ 前記アで①～③を選択した場合、荷待ちの発生要因はどのようなものでしたか。最も頻度が多かったと考えられるものを、次の区分から選択してください。

- ① 貴社の製造工程や出荷準備の遅延
- ② 積込バースの混雑
- ③ 貴社の部門間や、貴社と物流事業者間の連絡の不備
- ④ その他（発生要因を具体的に記入してください）

エ 前記アで①又は③を選択した場合、貴社が費用を負担しなかった又は費用発生の有無を確認しなかった原因として、最も多かったものは何でしたか。該当するものを選択してください。

- ① 費用を負担する必要があると認識していなかった
- ② 必要なときは、物流事業者が申し出てくると考えていた
- ③ 自社の都合で荷待ちが発生した際の、費用の算定ルールを定めていなかった
- ④ 契約で、荷待ちに関する費用は運賃に含めていた
- ⑤ その他（理由を具体的に記入してください）

設問9 要求拒否への対応について

設問2から8までにに関して、物流事業者に、減額や物品購入等の要請を拒否されたことがありますか。ある場合、当該物流事業者に対して採った具体的な対応を選択してください。

- ① 物流事業者に対し該当する要請を行ったことがない
- ② 拒否されたことはない
- ③ 要請を撤回し、従来どおり取引を継続した
- ④ 要請を撤回したが、取引数量、取引高等を減らした
- ⑤ 取引を打ち切った
- ⑥ その他（※貴社が採った対応を具体的に記入してください）

設問 10 情報提供への対応について

設問2から9までに關して、物流事業者が貴社から不利益な行為を受けたとして、その事実を公正取引委員会に知らせた又は知らせようとしたことについて把握したことがありますか。ある場合、貴社が当該物流事業者に対して採った具体的な対応を選択してください。

- ① 該当する事例はない（又は該当する事例があったか否か把握していない）
- ② 従来どおり取引を継続した
- ③ 取引数量、取引高等を減らした
- ④ 取引を打ち切った
- ⑤ その他（※貴社が採った対応を具体的に記入してください）

設問 11 物流事業者との取引条件の設定について

ア 物流事業者に対する物品の運送等の委託に際して、どのような取引条件をあらかじめ定めましたか。

〔複数回答可〕

- ① 運送等の内容
- ② 運賃
- ③ 保管料
- ④ 燃料サーチャージ
- ⑤ 有料道路使用料（※有料道路使用時の料金負担方法の取決めのみの場合を含みます）
- ⑥ 附帯業務（貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、荷積み、荷卸し、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り等）の内容
- ⑦ 附帯業務の料金
- ⑧ 待機時間料
- ⑨ 支払期日
- ⑩ 支払方法
- ⑪ その他（※あらかじめ定めた取引条件を具体的に記入してください）

イ 物流事業者に対する物品の運送等の委託に際して、前記アの取引条件等が記載された発注書面（一定期間内における物品の運送等を委託する際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。

- ① 毎回交付した
- ② 交付していない（又は交付しなかったことがある）

ウ 物流事業者に対し物品の運送等を委託するに当たり、附帯業務も行わせることにしていた場合、附帯業務の料金はどのように定めましたか。

- ① 運賃と別立てで定めた
- ② 運賃と合わせて総額で定めたが、附帯業務に対応した料金の内訳は明確に定めた
- ③ 運賃と合わせて総額で定めたが、附帯業務に対応した料金の内訳は明確に定めなかった
- ④ 運賃のみを定め、附帯業務の料金は明確に定めなかった
- ⑤ 運賃も附帯業務の料金も定めなかった

エ 前記アで、⑧を選択した場合、待機時間料はどのように定めましたか。

- ① 物流事業者の運転手の時間当たり賃金を基準に定めた
- ② 待機した時間に本来なら稼げたと想定される運賃の額を基準に定めた
- ③ その他（具体的に記入してください）
- ④ 特に算定の根拠は無い

※ 令和6年10月1日～令和7年9月30日の取引について回答してください。

設問 1 2 「着荷主」との取引条件の設定について

本問は、貴社が運送先（以下「着荷主」といいます。）に納入する物品の運送を物流事業者に委託した際のことをお尋ねします。

運送先が貴社自身の事業所である、倉庫への保管業務しか委託していないなど、物流事業者に対して、着荷主に納入する物品の運送を委託していない場合は、**本問に回答せず設問 1 3 へ進んでください。**

ア 貴社が物品の運送を委託した物流事業者が、着荷主から、附帯業務を行うことを要請されたり、委託内容どおりの時刻に到着したにもかかわらず待機を余儀なくされたりしている場合、貴社は、その費用負担の方法を着荷主と取り決めていますか。

- ① 全ての着荷主と取り決めている
- ② 全ての着荷主とではないが、取り決めている
- ③ 取り決めていない

イ 前記アの費用負担について伺います。その費用は誰が負担していますか。【複数回答可】

- ① 貴社
- ② 着荷主
- ③ 物流事業者
- ④ 分からない（少なくとも貴社は負担していない）

ウ 前記イで①を選択した場合、着荷主に納入する物品の対価に、その費用は含まれていますか。

- ① 全ての着荷主に対して含まれている
- ② 全ての着荷主に対してではないが、含まれている
- ③ 全く含まれていない

設問 1 3 物流取引の内訳について

この調査で調査対象取引として回答した貴社の物流取引には、どのようなものが含まれますか。

【複数回答可】

- ① 顧客に納品する運送の委託
- ② 貴社の拠点間の運送の委託
（貴社の工場と貴社の倉庫間の運送、貴社の物流センターから貴社の店舗への運送等）
- ③ 貴社が物品を引き取る運送の委託
（貴社が輸入した貨物の荷揚げ港から貴社の拠点までの運送、貴社の組立て工場で用いる部品を部品メーカーから集めて回る運送（いわゆる「ミルクラン方式」）等）
- ④ 倉庫での保管の委託
- ⑤ その他（具体的に記入してください）
- ⑥ 分からない

設問 1 4 取適法について

※ 下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、令和 8 年 1 月 1 日から施行される中小受託取引適正化法（取適法）では、荷主から物流事業者に対する運送の委託の多くについても対象取引（特定運送委託）とされます。取適法の概要については、**別添**資料又は公正取引委員会ウェブサイト（下記 URL）を御覧ください。

<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

ア 貴社は、令和 8 年 1 月 1 日から、一定の要件を満たす運送委託の取引が、取適法の規制を受けることを知っていましたか。

- ① よく知っていた
- ② 詳細は知らないが、聞いたことはあった
- ③ 今回、初めて知った （⇒設問 1 5 へ移動します）

イ アで①又は②を選択した場合、貴社は、社内でどのような対応をしていますか。実施中又は完了したものを選択してください。〔複数回答可〕

- ① 取適法の内容に関する情報収集
- ② 貴社の運送委託の現状把握（取適法の対象取引かどうかの確認等）
- ③ 取引先物流事業者の資本金、従業員数等の現状把握（取適法の適用対象かどうかの確認等）
- ④ 取適法に適合させるために、発注内容等の明示義務に備えた社内の仕組み等（情報システム等）を整備
- ⑤ 取適法に沿った支払制度への変更（手形払の廃止、電子記録債権やファクタリング払の現金化、代金支払の早期化等）
- ⑥ 物流取引発注部門の従業員を対象とした研修
- ⑦ その他（実施した対応を具体的に記入してください）
- ⑧ まだ着手していない
- ⑨ 貴社の物流取引の現状を確認した結果、対応を要するものは無かった

※ 令和6年10月1日～令和7年9月30日の取引について回答してください。

設問 15 インボイス制度について

※ 令和5年10月から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。インボイス制度の詳細は、国税庁ウェブサイトの特設ページ（下記 URL）を御覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

ア 貴社は、インボイス制度に関し、免税事業者である物流事業者に対し、課税事業者に転換するよう求めたことがありますか。

- ① ある
- ② ない （⇒ウへ移動します）
- ③ 取引先の物流事業者に免税事業者はいない （⇒設問 16 へ移動します）

イ アで①を選択した場合、貴社は、免税事業者である物流事業者に対し、課税事業者への転換の求めに応じなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告したことはありますか。

- ① ある
- ② ない

ウ アにおいて「① ある」又は「② ない」を選択された方にお尋ねします。貴社は、物流事業者がインボイス制度の導入前後を通じて免税事業者である場合、インボイス制度導入後の当該物流事業者との取引価格をどのように設定しましたか。

- ① インボイス制度導入前の取引価格から、仕入税額控除※が認められない金額を上回る金額を引き下げた
- ② インボイス制度導入前の取引価格から、仕入税額控除※が認められない金額の範囲内の金額を引き下げた
- ③ インボイス制度導入前の取引価格のまま、据え置いた
- ④ インボイス制度導入前の取引価格から、引き上げた
- ⑤ その他（設定方法を具体的に記入してください）

※ 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされています。

設問 16 自由記入について

設問 1 から 15 までに対する回答に関して補足がある場合は記入してください。

設問は以上で終わりです。

回答専用ウェブサイトで回答を入力する前に、あらかじめ「物流事業者名簿」の作成をお願いします。

【本件調査の改善に関する御意見・御要望について】

本件調査について、下記の例のような改善に関する御意見・御要望がある場合、回答専用ウェブサイトにて御報告ください。内容を検討の上、次回以降の調査の企画立案に活用させていただきます。

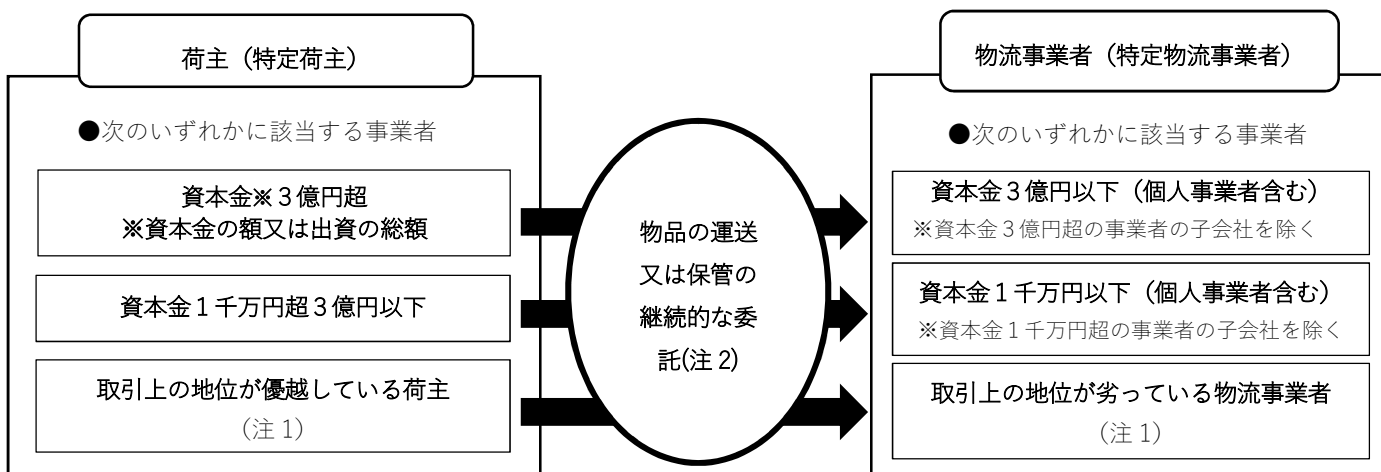
（要望・意見の例）

- ・ 本件調査と〇〇調査において、同じ△△の調査項目を重複して調査されているため、どちらかに回答すればよいようにしてほしい。
- ・ 回答方法について、××を含めた他の回答手段も用意してほしい。
- ・ 設問□□の趣旨が分かりづらく判断に迷うことがあるので、分かりやすい文章にしてほしい。

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法（物流特殊指定）の概要

物流特殊指定は、荷主と物流事業者間の取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制するために定められた独占禁止法上の規制です。

規制の対象となる取引



（注1）優越性の判断に当たっては、①荷主に対する取引依存度、②荷主の市場における地位、③物流事業者にとっての取引先変更の可能性、④その他荷主と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に勘案します。

（注2）下請法第2条第4項に規定する役務提供委託（事業者が業として行う運送又は保管の全部又は一部を他の事業者に委託すること）に該当する場合を除きます。

※ このほか、物流子会社が、その親会社から受託した物品の運送等を他の物流事業者に再委託する場合、当該取引が下請法の規制対象とならないときに、物流特殊指定の規制対象となることがあります。

特定荷主の禁止行為

①代金の支払遅延

特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払わないこと

④物の購入強制・役務の利用強制

正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること

⑦不当な給付内容の変更及びやり直し

運送若しくは保管の内容を変更させ、又は運送若しくは保管を行った後に運送若しくは保管をやり直させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること

②代金の減額

特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること

⑤割引困難な手形の交付

支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること

⑧要求拒否に対する報復措置

①～⑦に掲げる事項の要求を拒否したことを理由として、取引停止等の不利益な取扱いをすること

③買いたたき

特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること

⑥不当な経済上の利益の提供要請

自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること

⑨情報提供に対する報復措置

公正取引委員会に対し①～⑧の事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引停止等の不利益な取扱いをすること